

茨城大学におけるキャンパスの禁煙化に向けた基本方針

〔平成29年8月1日
役員会決定〕

1 目的

この基本方針は、喫煙による学生、教職員への健康被害を防止し、安全かつ快適な教育研究環境及び執務環境の形成を促進するため、茨城大学（以下「本学」という。）における禁煙化に向けた対策を定め、部局においてその適切な実施に資する事を目的とする。

2 定義

この基本方針において使用する用語は、次によるものとする。

- (1) 建物内禁煙 禁煙の範囲を建物内全体とするもの。
「建物内」には、ベランダ及び屋外階段等を含む。
- (2) 敷地内禁煙 禁煙の範囲を建物を含め敷地全体とするもの。

3 対象者及び対象地域

対象者は、本学の学生、教職員及びその他本学を利用する者とし、また、対象地域は、本学全ての教育研究施設とする。

4 キャンパスの禁煙化に向けた具体的な取組み

教育機関として、学生への喫煙習慣の定着を防ぐとともに、喫煙（電子タバコ・無煙タバコを含む。）による教職員の健康被害を防止するため、敷地内禁煙に向けた取組みを行う。ただし、喫煙の依存性の問題や、キャンパス周辺での喫煙など、周辺環境の悪化に配慮し、まずは建物内禁煙及び敷地内における喫煙所以外での喫煙防止の取組みから実施することとする。

- (1) 平成29年度中（平成30年3月31日まで）に本学の全キャンパス、全学共同利用施設、学部附属教育研究施設は「建物内禁煙」とする（※）。ただし、現在「敷地内禁煙」としている日立キャンパス及び附属学校園は現状のままの取組を続けるものとする。
- (2) 喫煙所以外での喫煙及び歩行喫煙を禁止する。
- (3) 喫煙所を設置する場合は、周囲の建物の状況、通行の流れ、天候による影響、通行の多い出入口からの距離に配慮し、非喫煙者に対して受動喫煙を及ぼさない適切な場所に設置する。
ただし、喫煙所の設置数は、各部局につき最大1ヶ所までとする。

- (4) 喫煙所の設置にあたっては、学生に喫煙習慣が定着しないよう配慮することとし、講義棟の周辺等、学生の通行が多い場所には設置しない。また、パーティションを用いる等、喫煙所が目立たないよう配慮する。
- (5) 喫煙所を設置する部局の長は、火災防止及び安全衛生等の観点により喫煙所を適切に管理する。
- (6) 禁煙化に向けた啓発活動を推進するとともに、禁煙化の状況を継続的にモニタリングするなど、改善状況を検証する。
検証結果を踏まえた禁煙促進を実施することにより、5年後（平成35年3月）を目途に、全学的に敷地内禁煙化をめざす。
- (7) 周辺住民に対しては、敷地内禁煙化に伴いキャンパス周辺での喫煙等の不利益を被った場合、速やかに本学にご連絡いただくよう協力を依頼する。

5. 禁煙促進のための啓発活動

- (1) 講習会の開催
- (2) ポスターの掲示
- (3) メール配信

※建物内禁煙は、「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」（平成28年10月厚生労働省）に基づき実施することとする。